

(目的)

第1条 この訓令は、佐井村立学校において個に応じたきめ細かく質の高い学習指導を展開し、児童・生徒の個性豊かな人格形成や確かな学力の定着を図るため、村費負担により雇用する講師(以下「講師」という。)の任用等の取扱いについて、佐井村臨時的任用職員管理規程(昭和54年佐井村規程第1号。以下「管理規程」という。)及び臨時職員の給与の取扱要綱(平成14年佐井村告示第6号。以下「給与の取扱要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用条件)

第2条 講師は、次に掲げる事項を満たす者で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法第9条の規定に該当しない者のうちから任用するものとする。

- (1) 小学校又は中学校教諭の普通免許状を有している者であること。
- (2) 他の職を兼ね、又は教育その他の事業若しくは事務に従事していない者であること。

(任用期間)

第3条 講師の任用期間は、原則として6ヶ月以内とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、6ヶ月を超えない期間で更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が業務上特に必要があると認めるときは、任用期間(更新を含む。)を満了した講師を再度任用することができる。この場合において、その期間(前項の期間を含む。)は、連続して3年を超えることはできない。

(任用方法)

第4条 講師の任用方法は、選考によるものとする。ただし、選考によりがたい場合は関係機関からの推薦により任用することができるものとする。

(任用手続)

第5条 講師を任用しようとするときは、管理規程第6条第2項の例により、任用伺に次に掲げる書類を添付して、村長の承認を受けなければならない。

- (1) 所有する免許状の写し
 - (2) 自筆の履歴書その他必要な書類
- 2 前項の規定は、第3条第1項のただし書の規定により任用期間を延長し、又は同条第2項の規定により再度任用する場合において準用する。この場合において、前項各号に掲げる書類の添付は、省略することができる。
- 3 講師を任用したときは、管理規程第6条第2項の例により、任用通知書を当該講師に交付するとともに、配置先の校長(以下「校長」という。)に通知するものとする。

(覚え書)

第6条 講師は、管理規程第9条の例により、任用された後すみやかに自己の署名押印した覚え書を教育長に提出しなければならない。

(退職及び解職)

第7条 講師は、次のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任期が満了したとき。
 - (2) 退職を願い出て承認があったとき。
 - (3) 死亡したとき。
- 2 教育委員会は、講師が次のいずれかに該当するときは、本人の意に反して解職することができる。
- (1) 勤務成績が良くないとき。
 - (2) 心身の故障等により職務の遂行に困難を来たすおそれがあるとき。
 - (3) その職務遂行に適格性を欠くに至ったとき。

(服務等)

第8条 講師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 講師は、その職の信用を失墜し、又は名誉を傷つける行為をしてはならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、講師の服務、分限及び懲戒については、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「一般職」という。)の例による。ただし、服務の性質上これにより難しいものについては、この限りでない。

(勤務時間)

第9条 講師の勤務時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐井村条例第1号)の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務時間(休憩時間を含む。)の割振りについては、校長が指定する。

(勤務を要しない日)

第10条 講師が勤務を要しない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日
- 2 校長が業務の運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別の日を定めることができる。

(年次有給休暇)

第11条 講師の年次有給休暇の取扱いについては、臨時職員の有給休暇に関する規則(昭和54年佐井村規則第4号)の例による。

(病気休暇)

第12条 病気休暇は、負傷又は疾病のため療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めた場合に、90日を超えない範囲において、医師の証明書等に基づき、その療養に必要と認める日又は時間を与えることができる。

2 前項の病気休暇は、無給とする。

(賃金)

第13条 講師の賃金は、給与の取扱要綱の規定に関わらず、別表「佐井村費負担講師賃金表」のとおりとする。

2 前項に規定する賃金は、給与の取扱要綱第8条の規定により支給する。

(臨時加給賃金)

第14条 講師で2ヶ月以上勤務した者に任用期間満了日に臨時加給賃金を支給する。

2 前項に規定する臨時加給賃金の額は、その者が受けるべき賃金月額に給与の取扱要綱別表第4に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(手当等)

第15条 講師には、通勤手当支給に関する規則(昭和49年佐井村規則第4号)に規定する通勤手当を支給する。

(社会保険の適用)

第16条 講師に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第17条 講師の公務上の災害若しくは通勤による災害の補償は、青森県市町村総合事務組合規約(平成19年青森県指令第623号)に定めるところによる。

2 講師が公務上の災害又は通勤による災害を受け勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する賃金は、支給しない。

(健康診断)

第18条 講師には、一般職に準じて健康診断を実施する。

(勤務状況の報告)

第19条 校長は、佐井村費負担講師勤務状況報告書(様式第1号)により所属する講師の勤務状況を教育長へ報告するものとする。

(補則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第13条関係)

佐井村費負担講師賃金表

日額賃金	区分
8,200円	0
8,280円	1
8,360円	2
8,440円	3
8,510円	4